

## (素案)

# 第7章 国土強靭化地域計画

## 第1節 国土強靭化地域計画

- 1 国土強靭化の概要
- 2 脆弱性の評価
- 3 強靭化に向けた取組

# 第1節 國土強靭化地域計画

## 1 國土強靭化の概要

### ■ 國土強靭化地域計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の大災害を経験しました。

この教訓を踏まえ、国においては、平成 25 年 12 月に地震や風水害をはじめとする大規模自然災害等に備えるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月に「國土強靭化基本計画」が策定されました。

基本法では、地方自治体の責務として「地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」と定められています。

これを受けて、東京都は「東京都國土強靭化地域計画」を策定し、國土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針としています。

令和 5 年 6 月に、「基本法」が改正され、令和 5 年 7 月には、新たな「國土強靭化基本計画」が策定され、國土強靭化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化されました。

その後、令和 6 年 1 月 1 日、石川県能登半島でマグニチュード 7.6 の地震が発生し、多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらし、多数の被災者が長期にわたる避難をすることとなりました。この災害では、避難所生活の困難やライフラインと交通インフラの被害を浮き彫りになりました。

また、国は令和 7 年 6 月に、「第 1 次國土強靭化実施中期計画」を策定しました。

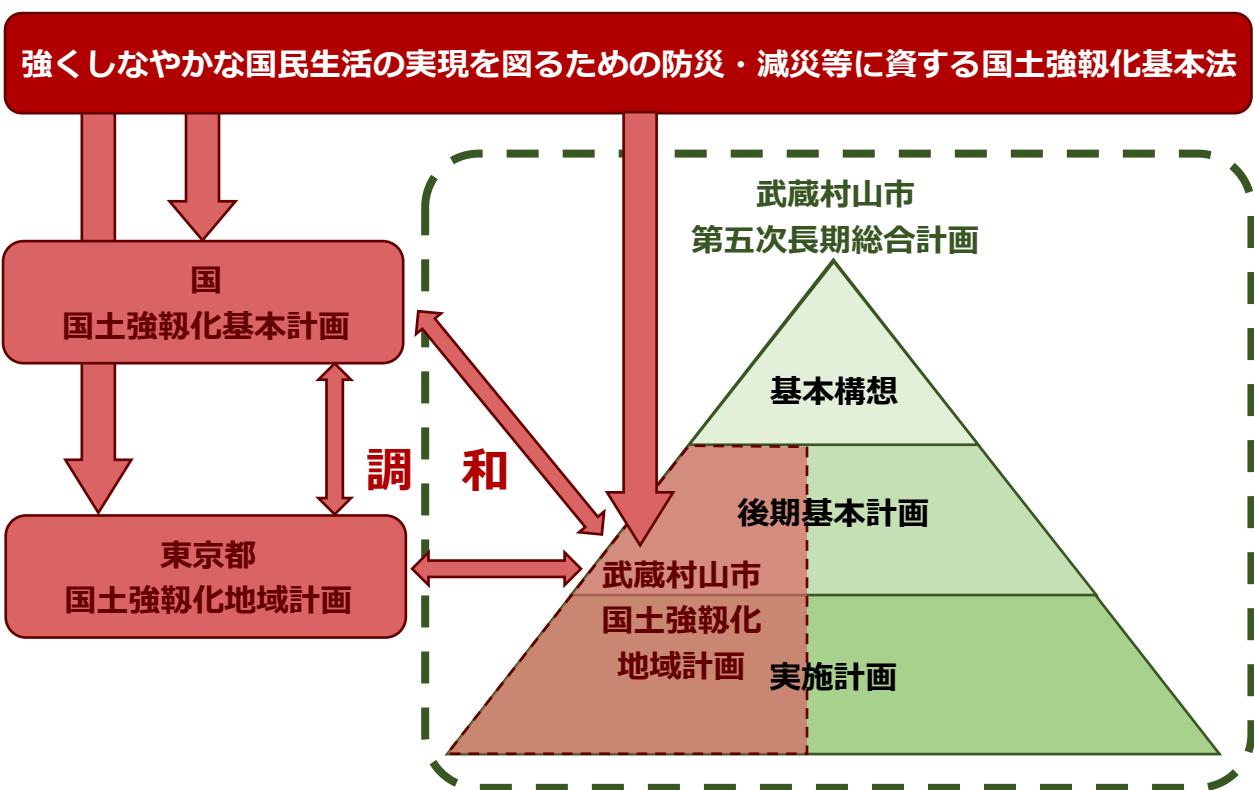
この計画は、5 か年加速化対策の後継として位置付けられ、基本計画に定めた國土強靭化政策の展開方向（5 本柱）に沿って実施中期計画期間内に実施すべき國土強靭化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めることを目的としています。これにより、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を超えた施策連携強化型の國土強靭化を推進し、災害に届しない強靭な國土づくりを目指しています。

さらに、東京都は令和 8 年 ● 月に、「東京都國土強靭化地域計画」を見直し、國土強靭化の取組を一層強化しています。

本市においても、発生が懸念されている首都直下地震や立川断層帯地震に加え、近年各地で大きな被害が発生している台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害に備えるとともに、迅速な復旧・復興に資する取組を推進する必要があります。

そこで、本計画の策定にあわせて、本章を「武藏村山市國土強靭化地域計画」（以下「本地域計画」という。）と位置付け、「後期基本計画」と一体的に策定します。

なお、地方自治体における「國土強靭化地域計画」の策定に当たっては、国や都道府県の國土強靭化関係の計画との調和を図ることとされています。



## ■ 基本目標

「基本構想」で定める将来都市像「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現のためには、災害に強くしなやかなまちづくりの推進が不可欠です。そのため、将来都市像の実現に向けた取組とあわせて、国土強靭化に関係する各施策に取り組む必要があります。

本市では、次の4つの基本目標を設定して、本地域計画を推進します。

### ◆武藏村山市国土強靭化地域計画の基本目標

- ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
- ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
- ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること

## 2 脆弱性評価

### ■ 脆弱性の考え方

国土強靭化に基づく施策を推進し「基本目標」を達成するには、災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

そのため、本市の市域において被害の発生が懸念される自然災害を想定し、事前に備えるべき目標を設定し、リスクシナリオを作成します。

それぞれの「起きてはならない最悪の事態」に対する本市の脆弱性を分析・評価し、得られた課題に対して具体施策を設定します。

### ■ 想定される自然災害

本市の市域で発生が懸念される自然災害は、次のとおりです。

#### 【地 震】

- ・首都直下地震（都心南部直下地震、多摩東部直下地震）
- ・立川断層帯地震

#### 【風水害】

- ・土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻

### ■ 推進目標

本地域計画の基本目標の達成のために事前に備えるべき目標として、国土強靭化の推進目標を次の6項目と設定します。

- A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ**
- B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ**
- C 必要不可欠な行政機能を確保する**
- D 経済活動の致命的な機能不全を回避する**
- E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**
- F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する**

## ■ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

それぞれの推進目標の達成に向けて、本市における「起きてはならない最悪の事態」は次の29項目とし、リスクシナリオを次のとおり設定します。

推進目標	番号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
<b>A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</b>	A-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	A-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	A-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生
<b>B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ</b>	B-1	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	B-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	B-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	B-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	B-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	B-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<b>C 必要不可欠な行政機能を確保する</b>	C-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	C-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>D 経済活動の致命的な機能不全を回避する</b>	D-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
	D-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	D-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	D-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	D-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	D-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

推進目標	番号	起きてはならない最悪の事態 (基本法第17条第3項)
E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	E-1	通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	E-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	E-3	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	E-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	E-5	基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する	F-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	F-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	F-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	F-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	F-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	F-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

## ■ 脆弱性の評価

29の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析と評価は次のとおりです。

### A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

番 号	起きてはならない最悪の事態
A-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

**【防災意識の高揚】**

- 「自らの身の安全は自ら守る」ということが防災の基本です。市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は自ら身の安全を守るよう行動することが求められます。

**【地域コミュニティの振興】**

- 自助に加えて共助も不可欠であり、地域コミュニティやボランティアなど地域における市民活動により、助け合い、減災に努めることが求められます。このため、自治会加入率の向上、地区集会所の適切な管理等を進める必要があります。

**【災害対策の総合的推進】**

- 防災体制の充実・強化、防災まちづくりの推進、防災意識の高揚、治水対策の推進等、災害対策を総合的に推進していく必要があります。

**【公共建築物の耐震性等の強化】**

- 公共建築物（災害対策活動拠点、病院、警察署、消防署、学校、体育館、文化施設、高齢者福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）は、災害時における応急対策活動の拠点又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する必要があります。なお、整備に当たっては高齢者や障害者等の利用を考慮したユニバーサルデザインへの対応が必要です。

**【民間建築物の耐震性の強化】**

- 東京都及び関係機関等と連携し、建築物の耐震化についての事業者等への普及啓発、耐震アドバイザーの派遣、住宅の診断・改修への補助等を行い、民間建築物の耐震化を促進する必要があります。

**【住宅の耐震性等の強化】**

- 住宅や住宅地の耐震性を高めていくことが重要となります。また、倒壊のおそれのある空き家等の把握に努め、所有者への注意喚起を行う必要があります。

**【災害時の緊急活動を支える施設整備】**

- 道路（幹線道路だけでなく生活道路を含む。）、公園、河川等の公共の空間は、災害の拡大防止や安全な避難所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める必要があります。新青梅街道をはじめとする緊急交通路や緊急輸送路については、沿道の建物の倒壊等による道路の閉塞を防止する対策が必要です。

**【無電柱化の推進】**

- 災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。

**【長期総合計画の推進】**

- 地域の強靭化は、長期総合計画に基づくまちづくり推進により実現されることから、長期総合計画の計画的推進を図る必要があります。

番号	起きてはならない最悪の事態
A-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	<p><b>【消防・救急・救助体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等の発生時には、大小様々な火災が同時かつ広範囲にわたり発生することが予想され、消防車等の到着が遅くなる可能性が高いことから、火災の拡大防止を目的とした地域住民の初期消火等の防災技術の向上を図る必要があります。</li> <li>・市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速、適切に消防活動、被災者の救助活動、傷病者の応急処置、救急搬送等を行う体制を整備する必要があります。</li> </ul> <p><b>【消防団の活性化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団は、災害時においては消防活動だけでなく救急救命、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい火災予防・啓発活動等を実施するなど、地域防災の中心的な役割を果たしていることから、消防団の育成・強化、装備の充実を図るとともに、団員を確保していく必要があります。</li> </ul> <p><b>【防災まちづくりの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模商業施設等の不特定多数が集まる施設において、災害による火災発生時に消防活動が迅速に行えるような整備を推進する必要があります。</li> <li>また、避難する場所として公園・緑地等を適切に配置する必要があります。</li> </ul> <p><b>【市街地の不燃化促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模火災のリスクの高い市街地については、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等を計画的に整備し、不燃化等を推進していく必要があります。</li> <li>・住宅の耐震化等の対策を推進し、地震発生等の火災発生防止に努める必要があります。</li> </ul> <p><b>【道路の整備・維持】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の閉塞が避難や救助・消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強、避難路や緊急輸送道路となる道路等の整備を促進するとともに、道路の通行可否についての情報を、的確に収集・発信する必要があります。</li> </ul>
A-3	<p>突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)</p> <p><b>【地域コミュニティの振興】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水被害の発生が予想される際には、地域住民が声を掛け合って避難が必要です。このため、迅速かつ適切な情報提供に努めるとともに、日頃から地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。</li> </ul> <p><b>【地球温暖化対策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的豪雨（ゲリラ豪雨）等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。</li> </ul> <p><b>【浸水対策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水管理総合計画に基づき、内水氾濫に対応するため、段階的対策により計画的な整備を推進する必要があります。</li> </ul>

番号	起きてはならない最悪の事態
A-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による多数の死傷者の発生
<b>【地域コミュニティの振興】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域等においてはその周知を図るとともに、土砂災害の発生が予想される際には、地域住民が声を掛け合って避難することが必要です。このため、適切な情報提供に取り組むこととあわせて、日頃からの地域コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。</li> </ul>	
<b>【狭山丘陵の保全】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵については、地球温暖化の予防に資するとともに、開発等による不自然な地形の変化等を抑止するため、保全などの対策を推進する必要があります。</li> </ul>	
<b>【地球温暖化対策の推進】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化が原因とみられる異常気象を原因とした局地的豪雨（ゲリラ豪雨）等の発生が増加しており、温室効果ガスの排出を地域全体として削減していく必要があります。このため、市が先頭に立って省資源・省エネルギー活動に取り組み、市民への啓発等を実施していく必要があります。</li> </ul>	
<b>【土砂災害対策】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵周辺の適正な管理を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれの高い地域の周辺住民に対し、避難方法や避難の時期等の身を守る対応を周知するとともに、災害のおそれがある場合は早期の情報提供に努める必要があります。</li> </ul>	

## B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ

番号	起きてはならない最悪の事態
B-1	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<b>【救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広範囲にわたる大規模な災害が発生した際は、警察、消防、自衛隊等による救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織等と連携し、地域における避難行動要支援者に対する支援体制を確立し、救出・救護体制の構築を図る必要があります。</li> <li>・避難場所、福祉避難所への避難誘導、搬送についても同様に連携し、体制の確立・強化を図る必要があります。</li> </ul>	
<b>【住宅・宅地、市街地の整備】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した際でも、被害を最小限に抑えることで、警察や消防等の負担を軽減し、必要な地域に必要な支援ができることから、建物の耐震化等を促進する必要があります。</li> </ul>	
<b>【周辺自治体、防災協定を締結した自治体等との連携】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の自治体だけでなく遠隔地の自治体を含む広域的な連携体制を構築し、災害時に相互に応援が可能な関係づくりを推進する必要があります。</li> </ul>	

番号	起きてはならない最悪の事態
B-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	<p><b>【医療救護体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時の救急医療体制を確保するため、医療機関等と緊密な連携により、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施するための体制を整備する必要があります。</li> </ul> <p><b>【支援ルートの確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等の建築物やブロック塹の倒壊などにより、支援ルートを遮断することのないよう、道路や住宅地等の耐震化、強靭化を進める必要があります。</li> </ul> <p><b>【無電柱化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。</li> </ul>
B-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	<p><b>【避難所の運営方法の見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となる学校等については、実災害を想定した訓練を地域コミュニティと連携して実施する必要があります。あわせて、女性や高齢者、障害者等に配慮した避難所の運営についての検討が必要です。</li> <li>・避難所における居住スペースについて、スフィア基準の基本指標であるスペースを確保し、被災者が尊厳ある生活を送るためのスペースの確保が必要です。</li> <li>・避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレの設置数やごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。</li> </ul>
B-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	<p><b>【物資、資器材等の備蓄、調達体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。</li> <li>・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。</li> </ul> <p><b>【防災DXの推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用し、災害の情報共有避難支援、災害対応などの効率化と高度化を図る取組を加速化していく必要があります。</li> </ul> <p><b>【無電柱化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。</li> </ul> <p><b>【ライフラインの確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道やガス、電気等が、災害発生後に速やかに復旧できるよう、平常時からライフライン事業者や関係機関等と連携を図る必要があります。</li> </ul>

番号	起きてはならない最悪の事態
<b>【再生可能エネルギーの利活用】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーは枯渇のおそれがなく災害時にも利用可能なものが多いため、関係機関と連携し、太陽光等の再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する必要があります。</li> </ul>	
<b>【地下水の確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の飲料水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。</li> <li>・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。</li> </ul>	
<b>B-5</b>	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
<b>【帰宅困難者対策】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した時に危険区域にいる市民や、大型商業施設などの不特定多数の人が集まる施設の利用者を安全かつ迅速に避難させるため、避難所等の確保や、避難誘導体制、避難所運営体制の整備、安全に通行できる避難路の確保を進め、帰宅困難者の安全確保に努めるとともに、適切な情報提供を図り、混乱を防ぐ必要があります。</li> </ul>	
<b>B-6</b>	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<b>【新たな感染症等への対応】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、新たな感染症が発生した場合に備えた体制整備・対策に取り組む必要があります。</li> </ul>	
<b>【災害時における感染症対策】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所におけるトイレの設置数やごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。</li> <li>・被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の維持と衛生環境の確保のため、市は関係機関の指導・協力を得て、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）を的確に実施する必要があります。</li> <li>・災害時にはごみ処理や下水処理の停滞が感染症のまん延につながる懸念があることから、下水道の耐震対策、ごみ処理体制の確立を進める必要があります。</li> </ul>	

## C 必要不可欠な行政機能を確保する

番号	起きてはならない最悪の事態
<b>C-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱</b>	
<b>【日頃からの地域安全運動の実施】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害発生時には、警察機能の大幅な低下が懸念されることから、地域コミュニティにおける防犯活動等の取組が求められます。このため、日常的な地域安全運動を推進するとともに、災害発生時における防犯パトロール、避難所における防犯対策等の取組を想定した訓練を実施する必要があります。</li> </ul>	
<b>C-2</b>	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
<b>【職員に対する防災教育】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時において迅速に状況を判断し、的確な防災活動と行政機能の維持に向けた行動を遂行できるよう、災害時の行動マニュアルや避難所運営マニュアル等の作成・配布を行うとともに、地域コミュニティと連携した定期的な防災訓練を実施する等、防災教育の徹底が必要です。</li> </ul>	

番号	起きてはならない最悪の事態
<b>【被害の軽減による行政機能の維持】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時においても行政機能を維持するため、業務継続計画（BCP）や災害対応マニュアル等を定め、行政機能への被害の最小限化に取り組む必要があります。</li> <li>・避難や復興の拠点となる避難所や市庁舎等の公共施設において、耐震化をはじめとした計画的な維持管理が必要です。</li> </ul>

## D 経済活動の致命的な機能不全を回避する

番号	起きてはならない最悪の事態
D-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下
<b>【幹線道路等の計画的整備】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。</li> </ul>
<b>【無電柱化の推進】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。</li> </ul>
<b>【企業等における災害対策】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、事業者等においては、平常時から災害発時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。</li> </ul>
D-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
<b>【消防・救急・救助体制の整備】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震等の発生時には、重要な産業施設の被災が予想されることから、市、東京都、防災関係機関が連携して、迅速かつ適切な対応に取り組む体制を整備する必要があります。</li> </ul>
<b>【企業等における災害対策】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、事業者等においては、平常時から災害発時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう啓発に努めるとともに、防災体制の整備、事業所の耐震化、従業員への防災教育や防災訓練の実施等、防災活動の推進の周知を図る必要があります。</li> </ul>
<b>【公害対策】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時から、市民、企業、行政等の協働により、良好な生活環境の形成や環境保全による公害対策に取り組むことが求められます。特に有害物質を扱う事業者等においては、その管理の徹底が求められます。</li> </ul>

番 号	起きてはならない最悪の事態
D-3	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
<b>【地域経済の循環の維持】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の早期復興を推進する上で、金融サービスと郵便等の輸送インフラの早期再開は不可欠です。産業活動だけでなく、消費活動の早期復興を推進するため、金融サービスと輸送インフラの強靭化に事業者等と連携して取り組む必要があります。</li> </ul>	
D-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
<b>【食料・飲料水・生活必需品等の備蓄・調達】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害の発生直後における市民の生活環境を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資器材等の物資の備蓄及び調達体制を整備する必要があります。</li> <li>・物資の輸送路となる道路の通行を確保するため、緊急交通路や緊急輸送路の沿道の建築物等の耐震化を促進する必要があります。</li> </ul>	
<b>【食料品の製造販売の維持】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造業や小売店等においては、被災者に食料品が安定供給されるよう、BCPに基づいた生産販売活動が行われるよう取り組んでいく必要があります。</li> </ul>	
<b>【学校給食施設の機能維持】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害の発生後、復興に向けて早期に学校を再開するために、学校給食の再開が不可欠です。</li> <li>・発災直後においても学校給食施設の機能を維持することで、避難所等へ食料を供給することが可能なため、学校給食施設の強靭化が必要です。</li> </ul>	
D-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<b>【農業用水の確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農産物の生産活動が安定して行われるよう、農業用水の確保を図る必要があります。このため、農業用水設備等の強靭化を推進するとともに、農業用水源の確保に努めることが求められます。</li> </ul>	
<b>【地球温暖化対策の推進】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化が原因とみられる異常気象の発生が増加しており、対策が求められています。地球温暖化対策を推進し、異常気象の発生を抑制していく必要があります。</li> </ul>	
<b>【地下水の確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の飲料水確保のため、市内の井戸所有者及び事業者に対し、良好な水質の維持及び井戸の機能整備を促す必要があります。</li> <li>・地下水汚染防止のため地下水の水質の監視に努める必要があります。</li> </ul>	
D-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
<b>【農地・農業用施設の予防対策】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生に際して農業被害を最小限に抑えるため、農家等と連携して予防対策を実施する必要があります。</li> </ul>	
<b>【狭山丘陵の保全】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山丘陵については、土砂災害等の発生による荒廃を防止するため、開発等による不自然な地形の変化・変更を抑止し、保全などの対策を推進する必要があります。</li> </ul>	

## E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

番号	起きてはならない最悪の事態
E-1	通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
<b>【災害情報等の収集・伝達】</b>	
・大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置の実施と災害状況の総合的な把握を図るため、災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達体制の整備を図る必要があります。	
<b>【情報・通信網の整備】</b>	
・大規模災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す必要があります。	
<b>【通信インフラ・情報伝達手段の確保】</b>	
・災害時等においても通信インフラが確保できるよう、整備を進める必要があります。災害時においても市民サービスの提供は不可欠であり、適切に情報が伝達できるよう体制や施設の整備等を進める必要があります。	
<b>【防災DXの推進】</b>	
・デジタル技術を活用し、災害の情報共有避難支援、災害対応などの効率化と高度化を図る取組を加速化していく必要があります。	
E-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
<b>【電力施設の予防対策】</b>	
・災害時においても、必要な電力などが供給可能な体制を確保する必要があります。関係機関や事業者との連携を図るとともに、各施設において災害発生時の機能確保に備えた体制を確保する必要があります。	
E-3	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
<b>【都市ガス施設の予防対策】</b>	
・災害時においても、必要なガスなどが供給可能な体制を確保する必要があります。関係機関や事業者との連携を図るとともに、各施設において災害発生時の機能確保に備えた体制を確保する必要があります。	
<b>【道路事業の計画的推進】</b>	
・ガソリン等のエネルギー供給のため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。	

番号	起きてはならない最悪の事態
E-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
<b>【上水道施設の予防対策】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や管路の老朽化対策の促進を、関係機関に要請していく必要があります。</li> <li>また、水道工事関連事業者による復旧作業がスムーズに進むよう、連携を強化する必要があります。</li> </ul>	
<b>【下水道施設の予防対策】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害を防ぐため、老朽化した管きょ等の設備改修を行う必要があります。</li> <li>・台風・豪雨時の浸水被害を軽減するために雨水排水施設の整備を推進する必要があります。</li> </ul>	
<b>【道路事業の計画的推進】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道の維持のため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。</li> <li>・復興期における道路の復旧に合わせて、上下水道の復旧工事も進められるよう、事業者との連携を強化する必要があります。</li> </ul>	
E-5	基幹的陸上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
<b>【幹線道路等の計画的整備】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路は、避難路や緊急輸送への使用だけでなく、延焼の遮断を果たすなど、災害発生時における重要性は高く、経済活動を再開する上で必要な物資の供給や出荷等でも重要な役割を担うため、広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。このため、計画されている道路整備事業を推進するとともに、関係機関に早期整備を働きかける必要があります。</li> </ul>	
<b>【公共交通の確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後は、主要な道路は応急救助活動等のために使用されることから、人の流れを確保するためには、公共交通機関の早期の復旧が不可欠です。</li> <li>また、市内循環バス等の、鉄道駅までの人員輸送の手段についても早期に復旧する必要があります。</li> </ul>	
<b>【道路の整備・維持】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による被害を軽減するために、災害時に通行不可能となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施し、老朽化している箇所については補修等を実施する必要があります。</li> </ul>	
<b>【道路及び沿道の耐震化】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道の住宅・建築物については、耐震化を促進するとともに、適切な管理を促す必要があります。</li> </ul>	
<b>【無電柱化の推進】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の道路閉塞を防止するため、電柱や電線を地中に埋設して無電柱化を推進する必要があります。</li> </ul>	

## F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

番号	起きてはならない最悪の事態
F-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
<b>【ボランティア団体等との連携】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携した災害ボランティアセンターの設置訓練を行うとともに、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行う NPO 法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する必要があります。</li> </ul>	
<b>【災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人一人の被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じ、災害ケースマネジメントの手法を活用した被災者の支援する必要があります。</li> </ul>	
F-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
<b>【ボランティア団体等との連携】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会等と連携した災害ボランティアセンターの設置訓練を行うとともに、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行う NPO 法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する必要があります。</li> </ul>	
F-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<b>【災害廃棄物処理の実施】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害により発生した廃棄物を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で迅速に運搬・処理する必要があります。</li> <li>災害廃棄物の発生量を抑制するため、家具の転倒防止策等の地震対策を徹底する必要があります。</li> </ul>	
<b>【がれき処理の実施】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による倒壊家屋、焼失家屋等から一時に大量に排出される木材、コンクリート等のがれきの処理・処分方法を平常時から検討しておくとともに、一時保管場所や最終処分場を確保し、計画的な収集運搬、処理を図ることにより適正に対応する必要があります。</li> </ul>	
F-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<b>【事業用地の確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>復興に向けて、市内の事業活動が継続されるよう、事業用地の確保に向けた支援が必要です。</li> </ul>	
<b>【仮設住宅等の確保】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活や産業活動を持続するため、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の速やかな整備ができるよう、事前に建設予定地等について検討しておくとともに、関係機関との連携を図る必要があります。</li> </ul>	

番号	起きてはならない最悪の事態
F-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	<b>【文化財等の安全対策】</b> ・これまで取り組んでいる保存・整備を維持し、文化財等の安全対策と次世代への継承が求められます。無形文化財等の伝承文化の維持のためには、地域コミュニティの果たす役割が大きく、日頃からのコミュニティの活性化支援も必要です。
F-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
	<b>【正しい情報発信】</b> ・災害発生時に、デマやフェイクニュース等から市民生活・事業活動を守るとともに、被災状況等を的確に発信し風評被害等を防止するため、正確な情報発信が可能な体制を構築する必要があります。
	<b>【地域経済の復興】</b> ・地域産業の担い手の育成、事業継続計画（BCP）の策定促進など、大規模自然災害による地域経済への影響を抑制する取組を推進する必要があります。

### 3 強靭化に向けた取組

#### ■ 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、脆弱性の評価に基づく施策を「後期基本計画」に定める具体施策から抽出し、国土強靭化に資する施策として位置付けます。

施策分野については、「後期基本計画」の施策の体系に順じて設定します。

#### 第1章 市民との協働による地域振興

- 第1節 コミュニティ → 1 地域コミュニティ、2 交流
- 第2節 パートナーシップ → 1 情報共有、2 市民参加と協働

#### 第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり

- 第1節 健康・医療 → 1 健康づくり、2 医療・救急、3 社会保障制度
- 第2節 福祉 → 1 地域福祉、2 子ども・子育て支援、3 高齢者福祉、4 障害者福祉、5 生活支援
- 第3節 暮らし → 1 消費生活、2 雇用

#### 第3章 安全で快適なまちづくり

- 第1節 安全・安心 → 1 災害対策、2 消防体制、3 交通安全、4 防犯対策
- 第2節 都市基盤 → 1 都市づくり、2 道路、3 住宅・宅地、4 下水道、5 廃棄物処理とリサイクル
- 第3節 地域交通 → 1 多摩都市モノレール、2 地域交通

#### 第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり

- 第1節 人権 → 1 人権・平和、2 男女共同参画
- 第2節 教育 → 1 学校教育、2 生涯学習、3 スポーツ・レクリエーション
- 第3節 文化 → 1 市民文化、2 伝統文化・文化財

#### 第5章 地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

- 第1節 産業 → 1 農業、2 商・工業、3 観光
- 第2節 景観 → 1 都市景観、2 水とみどりのネットワーク
- 第3節 環境 → 1 自然環境、2 公園・緑地、3 地球温暖化対策、4 公害対策・環境美化

#### 第6章 計画の推進に向けて

- 第1節 行政運営
- 第2節 財政運営
- 第3節 広域行政

## 各施策分野における国土強靭化に資する取組

事前に備えるべき目標		A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、間連死を最大限防ぐ					
リスクシナリオ		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6
起きてはならない最悪の事態		的大規模地殻変動による住宅多数の建物傷者不特定生多数が集まる施設等の複合	発地震に伴う密集市街地等の大規模火災による多数の死傷者の複合	含能死突発的又は全般等の発生による洪水中の死傷者の発生	る大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫の決壊など）等による	足警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不	ル医療施設及び関係者の途絶による絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネ	の劣悪な避難生活環境、不十分な健康状態の悪化による死者の発生	ル被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネ	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	大規模な自然災害と感染症との同時発生
1 市民との協働による地域振興											
(1)コミュニティ	①地域コミュニティ	●	●	●	●	●		●			
	②交流	●	●	●	●	●		●			●
(2)パートナーシップ	①情報共有	●	●	●	●						
	②市民参加と協働							●			
2 健康で明るく暮らせるまちづくり											
(1)健康・医療	①健康づくり							●			●
	②医療・救急		●			●	●	●			●
	③社会保障制度										
(2)福祉	①地域福祉	●				●		●			
	②子ども・子育て支援	●									
	③高齢者福祉	●						●			
	④障害者福祉	●						●			
	⑤生活支援										
(3)暮らし	①消費生活										
	②雇用										
3 安全で快適なまちづくり											
(1)安全・安心	①災害対策	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②消防体制	●	●	●		●			●		
	③交通安全		●						●		
	④防犯対策										
(2)都市基盤	①都市づくり	●	●	●	●		●		●		
	②道路	●	●	●	●		●		●	●	
	③住宅・宅地	●	●		●	●	●		●		●
	④下水道				●						●
	⑤廃棄物処理とリサイクル										
(3)地域交通	①モノレール推進	●								●	●
	②地域交通	●								●	



事前に備えるべき目標		A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ				B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ						
リスクシナリオ		A-1	A-2	A-3	A-4	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	
起きてはならない最悪の事態		的大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の複合	発地 生 震 に 伴 う 密 集 市 街 地 等 の 大 規 模 火 災 の 発 生 に よ る 多 数 の 死 傷 者 の 複 合	含む 能 死 不 傷 全 者 等 の 又 は 突 発 的 に 発 生 の よ る 洪 水 等 に 対 す る 損 壊 に よ る 長 期 的 な 洪 水 池 等 に 対 す る 脆 弱 な 防 災 能 力 の 長 期 イ ン フ 化 に ラ に 伴 の の も 壊 多 数 の 機 を	る大規 模な土 砂災 害へ深 層崩 壊、土 砂・洪 水氾濫 の決壊 など) 等によ る 死 傷 者 の 発 生	足 警 察 、 火 災 、 自 衛 隊 等 の 被 災 者 の 発 生	足 警 察 、 医 療 施 設 及 び 医 療 機 構 の 被 災 者 の 発 生	足 警 察 、 医 療 施 設 及 び 医 療 機 構 の 被 災 者 の 発 生	足 警 察 、 医 療 施 設 及 び 医 療 機 構 の 被 災 者 の 発 生	足 警 察 、 医 療 施 設 及 び 医 療 機 構 の 被 災 者 の 発 生	足 警 察 、 医 療 施 設 及 び 医 療 機 構 の 被 災 者 の 発 生	足 警 察 、 医 療 施 設 及 び 医 療 機 構 の 被 災 者 の 発 生
4 誰もが学び活躍できるまちづくり												
(1)人権	①人権・平和											
	②男女共同参画											
(2)教育	①学校教育	●						●			●	
	②生涯学習	●						●			●	
	③スポーツ・レクリエーション	●						●			●	
(3)文化	①市民文化	●						●			●	
	②伝統文化・文化財											
5 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり												
(1)産業	①農業				●				●			
	②商・工業								●			
	③観光											
(2)景観	①都市景観				●							
	②水とみどりのネットワーク		●	●	●							
(3)環境	①自然環境		●		●							
	②公園・緑地		●		●							
	③地球温暖化対策			●	●							
	④公害対策・環境美化				●				●		●	
6 計画の推進に向けて												
(1)行政運営		●	●									
(2)財政運営												
(3)広域行政					●	●		●		●		

